

富山県被災宅地危険度判定実施要綱

平成17年8月8日決定

富山被災建築物・宅地応急危険度判定連絡会議

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施することによって、二次災害を防止又は軽減し、県民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が宅地判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 宅地判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 被災宅地危険度判定実施本部 宅地判定を実施するために、被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 被災宅地危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する宅地判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五 宅地判定士 宅地判定を実施する者として、別に定める富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載された者又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登載された者をいう。
- 六 判定調整員 被災宅地危険度判定実施本部長と宅地判定士との連絡調整、宅地判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行う者として、被災宅地危険度判定業務調整員として知事が認定した者をいう。
- 七 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い宅地判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

第3条 県は、国、他の都道府県、県内の市町村及び関係団体等と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

- 2 県は、認定登録要綱に基づき、宅地判定士の認定登録及び更新に関する事務を行う。
- 3 県は、宅地判定について、県民に周知させるために必要な措置を講じる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村は、宅地判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。

2 市町村は、宅地判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。

3 市町村は、宅地判定について、住民に周知させるために必要な措置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に宅地判定に関する知識の習熟に努める。

2 宅地判定士は、宅地判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(市町村の実施体制)

第6条 市町村長は、大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、宅地判定を要すると認めるときは、その実施を決定し、対象となる区域を定める。

2 市町村長は、宅地判定の実施を決定した場合は、当該市町村の災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

3 市町村の所管課長等は、前項の規定による被災宅地危険度判定実施本部の本部長となり判定業務にあたる。

4 市町村長は、宅地判定の実施を決定した場合は、県に連絡すると共に、報道機関等を通じ住民への周知に努める。

5 市町村長は、宅地判定士及び判定調整員の協力のもとに、宅地判定をすみやかに実施する。

6 宅地判定の方法は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」等による。

7 宅地判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」による。

8 市町村長は、宅地判定士の派遣等、宅地判定実施のための支援（以下「宅地判定支援」という。）を知事に要請することができる。

(県の支援体制)

第7条 知事は、市町村長から前条第8項の規定による支援要請を受けた場合は、県の災害対策本部に被災宅地危険度判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

2 県土木部建築住宅課長は、前項の規定による被災宅地危険度判定支援本部の本部長となる。

3 知事は、被災の規模等により、被災した市町村長が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(他の都道府県に対する支援等)

第8条 知事は、被災した市町村長からの要請を受けた場合で、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときには、必要に応じて国土交通大臣又は他の都道府県知事等に対して宅地判定支援を要請する。

- 2 知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事等から宅地判定の実施のための支援要請があった場合は宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

(宅地判定の責任体制等)

第9条 宅地判定支援を要請した市町村長は、原則として、宅地判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

- 2 第6条第8項の規定により宅地判定支援を要請した市町村長は、前条第1項の規定により知事が他の都道府県知事等に宅地判定支援を要請した場合を除き、原則として、宅地判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、当該市町村長と知事との協議により別の取り決めをした場合はこの限りでない。

- 3 前条第1項の規定により宅地判定支援を要請した場合、知事は原則として、宅地判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、知事と他の都道府県知事等との協議により別の取り決めをした場合はこの限りでない。

(資機材の調達及び備蓄)

第10条 県、市町村及び関係団体等は、宅地判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

附 則

この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。